

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

|   |    |
|---|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... (原子力安全対策課)             | 40 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)              | 41 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)             | 41 |
| ○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)                   | 41 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)            | 41 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)                | 42 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)         | 42 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)     | 42 |
| ○土砂災害警戒区域の指定..... (砂防災課)                    | 43 |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課) | 43 |

### 総合振興局告示及び振興局告示

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... | 44 |
|----------------------|----|

### 道立子ども総合医療・療育センター告示

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (4件) ..... | 46 |
|------------------------------|----|

### 道教育庁教育局告示

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... | 47 |
|----------------------|----|

### 道警察署告示

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ..... | 48 |
|------------------------------|----|

## 告 示

### 北海道告示第348号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
簡易サーバイメータ 508台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期日 平成25年12月27日 (金)
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
 ア 申請の時期 平成25年5月24日から同年7月3日まで (日曜日及び土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
  - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室 (送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課)
  - (2) 入札日時 平成25年7月5日 (金) 午前10時30分 (送付による場合は、必着)
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書の作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-204-5011

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Disaster prevention materials
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., July 5, 2013
- C Contact : Nuclear Safety Division, Department of General Affairs, Hokkaido Prefectural Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5011

北海道告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- |            |          |
|------------|----------|
| 認可年月日      | 土地改良区名   |
| 平成25. 5.10 | 沙流土地改良区  |
| 同 25. 5.13 | 訓子府土地改良区 |

北海道告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（長節地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成25年5月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 石狩市浜益区送毛423の5地先・423の5（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第352号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字恩根内506の1・字報徳452の1（次の図に示す部分に限る。）、字紋穂内220の1
- (2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字恩根内506の1・字紋穂内220の1・字報徳452の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ180の2地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、勇払郡むかわ町春日287の1地先・287の40地先・287の1・288の13・288の15・288の18・288の28（以上2筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、287の2から287の4まで、287の40、287の41、288の17、288の29

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町梅香1丁目142地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第353号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡音更町字音更西2線2の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第355号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡音威子府村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域の箇所番号  
川松沢二の沢川（Ⅱ-43-0220）
- 土砂災害警戒区域の表示  
富良野市字西達布（次の図のとおり）
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第357号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年5月24日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項を次のように改める。  
 一般社団法人 昭和34.6.8 北海道警友会札幌方面連合支部  
 北海道警友会

- 同 札幌方面連合支部手稲区曙
- 同 札幌中央支部
- 同 札幌西支部
- 同 手稲支部
- 同 札幌東支部
- 同 札幌北支部
- 同 札幌南支部
- 同 豊平支部
- 同 白石支部
- 同 厚別支部
- 同 江別支部
- 同 千歳支部
- 同 函館方面連合支部石川
- 同 函館中央支部
- 同 函館西支部
- 同 函館西支部松前
- 同 函館西支部木古内
- 同 函館中央支部森
- 同 函館中央支部八雲
- 同 函館西支部江差
- 同 函館中央支部せたな
- 同 小樽支部
- 同 函館中央支部寿都
- 同 後志支部倶知安

同 後志支部岩内  
 同 後志支部余市  
 同 南空知支部岩見沢  
 同 南空知支部美唄  
 同 中空知支部芦別  
 同 中空知支部赤歌  
 同 南空知支部三笠  
 同 中空知支部滝川  
 同 中空知支部砂川  
 同 旭川中央支部深川  
 同 留萌支部沼田  
 同 南空知支部栗山  
 同 旭川方面連合支部近文  
 同 名寄支部士別  
 同 名寄支部  
 同 旭川東支部富良野  
 同 名寄支部美深  
 同 留萌支部  
 同 留萌支部羽幌  
 同 稚内支部天塩  
 同 稚内支部  
 同 稚内支部枝幸  
 同 北見支部  
 同 北見方面連合支部大正  
 同 網走支部  
 同 紋別支部  
 同 網走支部美幌  
 同 網走支部斜里  
 同 紋別支部遠軽  
 同 紋別支部興部  
 同 室蘭支部  
 同 苫小牧支部  
 同 伊達支部  
 同 日高支部門別  
 同 日高支部静内

同 日高支部浦河  
 同 十勝支部帯広  
 同 十勝支部西19条  
 同 十勝支部新得  
 同 十勝支部広尾  
 同 十勝支部池田  
 同 十勝支部本別  
 同 釧路方面連合支部大楽毛  
 同 釧路支部  
 同 釧路支部弟子屈  
 同 釧路支部厚岸  
 同 中標津支部根室  
 同 中標津支部

2 売りさばき人の項鶴居村の事項の次に次の1事項を加える。

北見市 平成25. 5.14 北見市役所

同 端野総合支所

同 常呂総合支所

同 留辺蘂総合支所

2 売りさばき人の項社団法人北海道計量協会の事項を次のように改める。

一般社団法人 昭和50.12.27 一般社団法人北海道計量協会  
 北海道計量協会

2 売りさばき人の項社団法人苫小牧母子寡婦の会の事項中

「社団法人 「一般社団法人

を に改め、同項財団法人沼田交

苫小牧母子寡婦の会」 苫小牧風花の会」

通教育協会の事項を削り、同項有限会社大滝商店の事項の次に次の1事項を加える。

株式会社沼田開発公社 平成25. 5.14 町立沼田自動車学校

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道釧路総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月24日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t 級) 2台

(交換契約によりロータリ除雪車2台(200P S級及び300P S級各1台)を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台(2.2m/2,300 t 級)を当該契約の相手方から調達する。)

イ 除雪トラック (10 t 級 6 × 6 専用型)

(ア) その1 (アングリングプラウ付ほか) 1台

(イ) その2 (ワンウェイプラウ付ほか) 1台

(交換契約により除雪トラック2台(10 t 級 6 × 6 専用型)を契約の相手方に供し、除雪トラック2台((ア)及び(イ))を当該契約の相手方から調達する。)

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年3月14日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入(製造)実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年5月27日(月)から同年6月21日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号  
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室(送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 平成25年7月4日 午後1時30分(送付による場合は、同月3日 午後5時30分までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、釧路建設管理部ホームページ(<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号  
電話番号 0154-23-6114

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a 2 (two) rotary snow removing vehicles (2.2 meter long, 2,300-ton class)
- b Snow-removal trucks (10-ton class [6×6]), falling into :
  - (a) 1 (one) truck with angling plow
  - (b) 1 (one) truck with one-way plow

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 4, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., July 3, 2013)

C Bidding place and contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government

Address : Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan

Phone : 0154-23-6114

道立子ども総合医療・療育センター告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年5月24日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成25年度北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式
- 2 落札を決定した日  
平成25年3月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社東洋建物興業

- (2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号

- 4 落札金額  
59,496,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成25年2月1日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
  - (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第43号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年5月24日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
北海道立子ども総合医療・療育センター放射線治療システム保守点検業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 東芝メディカルシステムズ株式会社
  - (2) 住 所 栃木県大田原市下石上1385番地
- 4 随意契約に係る契約金額  
27,594,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
  - (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第44号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年5月24日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
北海道立子ども総合医療・療育センター磁気共鳴断層撮影装置（MR I）及び核医学画像診断装置（R I）保守点検業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 GEヘルスケア・ジャパン株式会社  
(2) 住 所 東京都日野市旭が丘4丁目7番地127
- 4 随意契約に係る契約金額  
45,675,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課  
(2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

#### 北海道立子ども総合医療・療育センター告示第45号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年5月24日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
北海道立子ども総合医療・療育センター循環器系X線診断装置及び移動式X線透視装置保守点検業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 シーメンス・ジャパン株式会社  
(2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番1号
- 4 随意契約に係る契約金額  
28,665,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

- 6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課  
(2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

### 道 教 育 庁 教 育 局 告 示

#### 北海道教育庁渡島教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月24日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
語学演習装置（CALLシステム）の賃貸借 一式  
(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。  
(3) 契 約 期 間 平成25年8月8日から平成31年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。  
(4) 納 入 場 所 北海道函館市時任町11番3号 北海道函館中部高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査  
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申請の時期 平成25年5月24日(金)から同年6月17日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号  
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成25年7月4日(木)午前10時(送付による場合は、同月2日(火)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 182台 一式

(2) 予定時期 平成25年6月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス:oshikyo.shien@pref.hokkaido.

lg.jp)で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号  
電話番号 0138-47-9029

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Call System (Teaching Language) 1set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 4, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than July 2, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan  
Phone : 0138-47-9029

道 警 察 署 告 示

札幌方面北警察署告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年5月24日

北海道札幌方面北警察署長 太田 優

1 落札に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量

(1) 自動車ガソリン J I S 2号 194,000リットル

(2) 軽油 J I S 1号、2号及び3号 8,000リットル

2 落札を決定した日

平成25年 3月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北日本石油株式会社
- (2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5

4 落札金額

- (1) 150円
- (2) 135円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年 2月12日付け札幌方面北警察署告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌方面北警察署会計課
- (2) 所在地 札幌市北区北24条西8丁目2番20号

**釧路方面帯広警察署告示第9号**

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年 5月24日

北海道釧路方面帯広警察署長 宮 腰 憲 章

1 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 自動車用ガソリン J I S 1号 9,000リットル
- (2) 自動車用ガソリン J I S 2号 145,000リットル
- (3) 軽油 J I S 各号 9,000リットル

2 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 3月21日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 宮本商産株式会社
- (2) 住 所 帯広市西2条南5丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 160円
- (2) 150円
- (3) 136円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路方面帯広警察署会計課
- (2) 所在地 帯広市西1条北1丁目1番地